

令和5年度地球温暖化対策計画事業者説明会

令和5年度の変更点

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

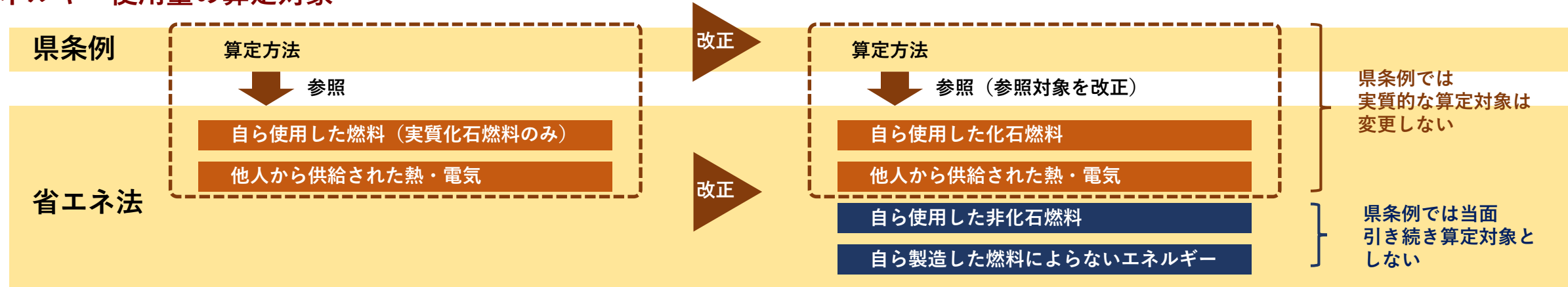
省エネ法改正に伴う県条例規則の改正

2023.4.1施行の改正省エネ法によりエネルギーの定義が拡大

- ①「燃料」の定義が、「化石燃料」と「非化石燃料」に細分化
- ②「熱」及び「電気」の定義が変更（燃料によらないものも対象とする）
- ③特定事業者の要件を規定するエネルギー使用量算定方法が変更（「自ら使用する非化石燃料によるもの」「燃料によらないもの」も算定対象とする）

▶ 県計画制度及び排出量取引制度における制度の継続性のため、少なくとも**現在の計画期間（令和6年度まで）は従前と同様の算定方法**となるよう県条例規則を改正した。（2023.4.1施行）

エネルギー使用量の算定対象



電力需給ひっ迫に対応する特例

令和4年11月1日、電力需給に関する検討会合において「2022年度冬季の電力需給対策」が決定された。

2. 需要対策

- 無理のない範囲での節電の協力の呼びかけ
- 省エネ対策の強化
- 対価支払型デマンド・レスポンス (DR) の普及拡大
- 産業界、自治体等と連携した節電体制の構築
- 需給ひっ迫警報等の国からの節電要請の高度化
- セーフティネットとしての計画停電の準備

今冬の節電要請について

期間：2022年12月1日～2023年3月31日

- ✓ 終日、無理のない範囲での節電への協力を呼び掛け
※数値目標は設けない。

2022年11月8日 資源エネルギー庁資料より抜粋

需給ひっ迫時の追加供給対策



- (1) 小売電気事業者やアグリゲーターと需給ひっ迫時に備えた契約がある場合はそれらの事業者から、自家発の焚き増し協力を要請する
- (2) そのような契約がない場合は一般送配電事業者から直接自家発の焚き増し協力を要請する

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会資料 (R3.10.26) より

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料 (R4.9.15) より

電力需給ひっ迫に対応する特例

特例の適用時期

令和4年度以降において（当面は令和6年度まで）

- ① 電気事業法に基づく計画停電実施期間又は電力使用制限期間
- ② 資源エネルギー庁による電力需給ひっ迫注意報又は警報発令時等において、電気事業者から要請を受け自家発電機等の稼働又は焚き増し運転を実施した期間

具体的な算定方法

対象となる排出活動	算定方法
<ul style="list-style-type: none">・ 休止していた自家発電機等の稼働・ 令和4年度以降に新設した自家発電機等の稼働・ 非常用発電機の稼働・ 既設自家発電機等の稼働増	燃料使用量の増加分を減じ 電気使用量として置き換え
<ul style="list-style-type: none">・ 空調等の設備における 電気熱源から燃料熱源への変更	従前の電気・熱源比率での算定に置き換え
<ul style="list-style-type: none">・ 小売電気事業者等（系統）への給電	事業所外供給として除外 （従前ガイドラインと同様の算定方法）

お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044, 3043, 3049

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県目標設定型排出量取引制度のWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html>

埼玉県 排出量取引制度

検索

埼玉カーボンニュートラルポータルサイトのWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>

埼玉県地球温暖化対策実行計画の改正について ①

1. 計画の改正概要等

→ 国では 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて…

[地球温暖化対策推進法 改正 \(R3.5\)](#) [地球温暖化対策計画 改定 \(R3.10\)](#)

→ 県でも地球温暖化対策の取組を更に進めるため…

埼玉県地球温暖化対策実行計画 改正 (R5.3)

● 目指すべき将来像 (実現時期: 2050年)

カーボンニュートラルが実現し、
気候変動に適応した持続可能な埼玉

カーボンニュートラル宣言

● 温室効果ガス削減目標 (2030年度)

2013年度比較

(温室効果ガス排出量4,697万t-CO₂)

改正前

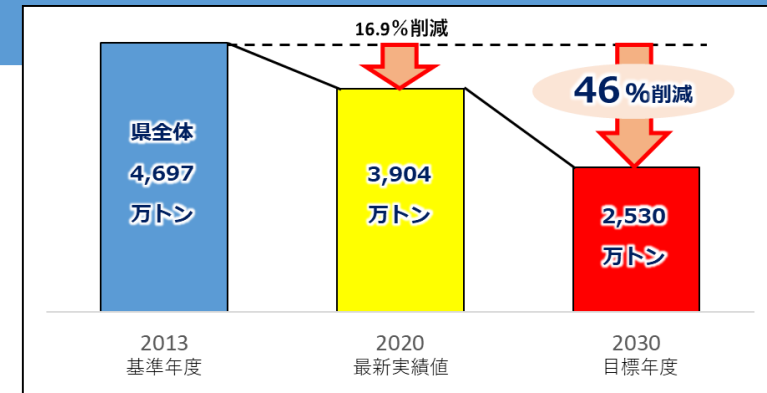
26%削減

改正後

46%削減

● 改正計画推進に向けた4つの方向性

- ① 行政、企業、県民が**ワンチーム埼玉**で対策を実施
- ② **再エネ導入**、デジタル技術による**エネルギーの効率的利用**
- ③ 持続可能なまちづくりや**サーキュラーエコノミー**への移行
- ④ 気候変動への**適応策**の推進と理解の深化



埼玉県地球温暖化対策実行計画の改正について ②

2. 部門別温室効果ガスの削減見込み

(単位：万t-CO₂)









部門・分野		主な排出源	2013年度 排出量 [基準年度]	2020年度 排出量 【最新実績値】 (2013年度比較増減率)	2030年度 排出見込量 (2013年度比較増減率)
二酸化炭素	産業部門	製造業、農林水産業、工業、建設業の生産活動	998	789 (△21.0%)	521 (△47.8%)
	業務その他部門	事業所・ビル、商業・サービス業施設における冷暖房、照明などの利用	1,022	731 (△28.5%)	454 (△55.6%)
	家庭部門	家庭における空調、給湯、照明などの利用	1,116	882 (△20.9%)	517 (△53.7%)
	運輸部門	自動車の利用、鉄道の運行	966	822 (△14.9%)	661 (△31.6%)
	廃棄物 ^{※1}	廃棄物の焼却	116	139 (+19.7%)	65 (△44.0%)
	工業プロセス	セメント製造などの工業生産	251	225 (△10.3%)	213 (△15.1%)
その他温室効果ガス ^{※2}		農業、エアコンや冷蔵庫の冷媒など	228	316 (+38.4%)	99 (△55.6%)
合計			4,697	3,904 (△16.9%)	2,530 (△46.1%)

※ 1) 廃棄物にはCH₄及びN₂Oを含みます。

※ 2) その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。

埼玉県地球温暖化対策実行計画の改正について ③

3. 温室効果ガス削減対策

部門・分野	主な施策
①産業  ・ 業務 	<ul style="list-style-type: none">・ サークュラーエコノミー（循環経済）の取組支援・ 目標設定型排出量取引制度の推進
②家庭 	<ul style="list-style-type: none">・ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換
③運輸 	<ul style="list-style-type: none">・ EV・PHVの普及推進
④廃棄物等 	<ul style="list-style-type: none">・ プラスチック資源の循環的利用の推進
⑤吸収源 	<ul style="list-style-type: none">・ 適正な森林の整備・保全の推進
⑥部門横断 	<ul style="list-style-type: none">・ 「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり
⑦エネルギー 	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅における太陽光発電の普及促進

お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 実行計画担当

TEL 048-830-3037

Mail a3030-11@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県地球温暖化対策実行計画のWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikaku.html>

埼玉県 温暖化対策実行計画

検索

埼玉カーボンニュートラルポータルサイトのWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>